

2017年10月17日
経済人コー円卓会議日本委員会

「2017年 ステークホルダー・エンゲージメントプログラム」の報告書（簡略版）

経済人コー円卓会議日本委員会（CRT 日本委員会）が事務局を務めるニッポン CSR コンソーシアムでは2012年9月より、企業やNPO・NGOの方々、学識有識者等が一同に集まり、人権問題が発生する文脈、事業活動と人権との関連性、重要な人権課題、及び人権に配慮した事業活動の重要性についての議論を行って参りました。

米国カリフォルニア州サプライチェーン透明法や英国現代奴隷法など欧米諸国で急速に進む人権に関する法規制の状況を鑑み、本年度のプログラムは従来から用いる国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の人権ガイダンスツール¹を参考に、業界毎に重要な人権課題の特定を行いました。また、日本企業に対してサプライチェーンの取り組みを求める社会からの要請が高まってきたことを受け、タイ・マレーシア・ミャンマーでも本プログラムを開催し、さらにマレーシアではパーム油小規模農家とのダイアログを実施しました。最後に、「国連：ビジネスと人権に関する指導原則」を提言する国内外の主要団体より人権の専門家を招聘し、日本・タイ・マレーシア・ミャンマーの参加者を交えてグローバル・ステークホルダー・エンゲージメントダイアログを実施しました。本報告書は日本で開催されたプログラムについて作成されたものであります。

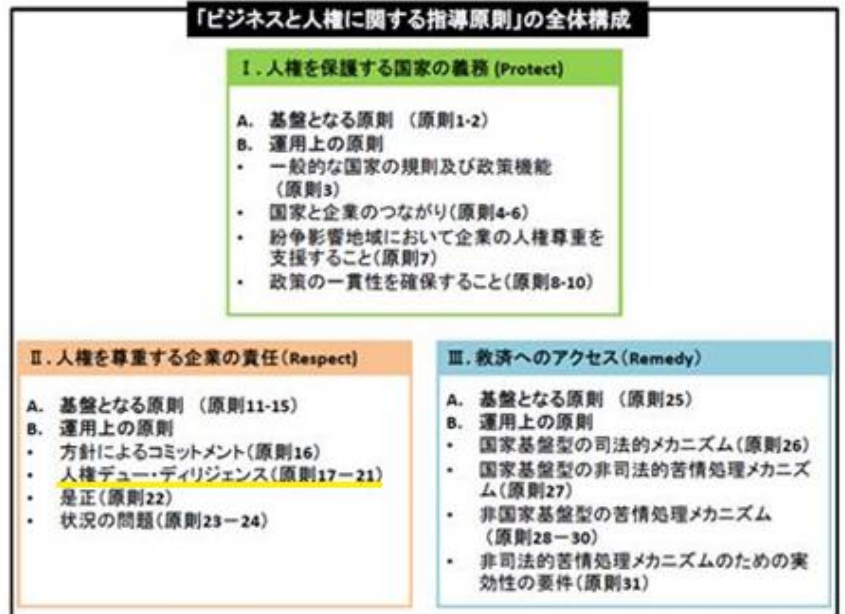
日本での本プログラムは、日本企業が上記のような人権に関する法令への対応が求められる中で、日本企業が認識すべきアジアのサプライチェーン上の人権問題、日本特有の人権問題、また機関投資家の動向等を「社会からの要請」として理解することを目的として実施されました。本プログラムを通して、日本における「LGBT」や「女性活躍」等への取り組みは世界的に見て遅れていることが理解できました。また、サプライチェーン上流における強制労働、児童労働など、自社から離れているがリスクとなり得る人権侵害の実態を理解できました。今後自社での人権に関する取り組みを推進していくためには、本プログラムをベースに、実際に人権侵害を受けている人々（Rightsholders）を特定して直接的なダイアログを実施することが重要であるとの認識を得ることができました。

ニッポン CSR コンソーシアムは、今後とも企業、NGO/NPO、有識者、そしてイニシアティブ団体と協働して、「ビジネスと人権」に関する課題の解決に向けた取り組みへの支援に努めていきます。本プログラムが、企業の皆さまの人権デューデリジェンスの実施に資することを期待いたします。

¹ <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/>

1. ステークホルダー・エンゲージメントプログラムの正当性 (legitimacy)

CRT 日本委員会では、ステークホルダー・エンゲージメントプログラム² (人権デューディリジェンスワークショップ) を、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が定義する人権デューディリジェンス (原則 17-21) の (1)企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置付け、その後の個々の企業における人権への負の影響の特定、分析、評価、(2)適切な対処のための行動、(3)情報提供、(4)継続的追跡調査につながる活動と捉えています。

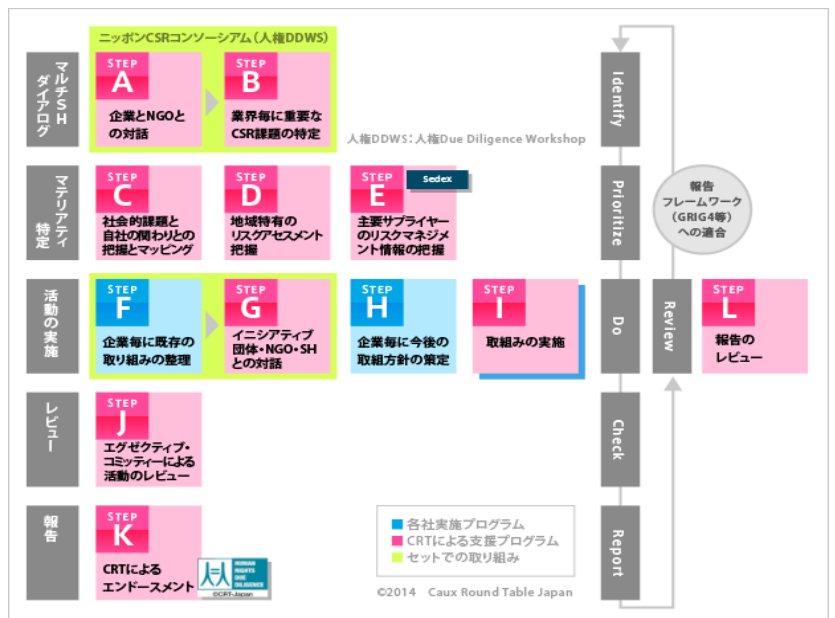


出典：ヒューライツ大阪 (2015)

2. 当会の「サステナブル・ナビゲーション」の取り組みステップとステークホルダー・エンゲージメントプログラムの関係性

CRT 日本委員会は企業が効率的かつ効果的に CSR を展開できるように、CSR 活動フレームワークである「サステナブル・ナビゲーション」を開発し、各ステップに対応したサービスを提供しています。

「STEP A, B」で企業が NGO と対話を行い、業界毎に重要な課題の特定を実施しています。この結果に基づいて、個別企業が人権デューディリジェンスを実施するように推奨しています。



² http://crt-japan.jp/portfolio/stakeholder_engagement_program/

3. 2017年度 日本での本プログラムの実施プロセス

以下の4つのステップを実施しました。各ステップの詳細は以下の通りです。



Step1

- 企業からの参加者（以下、参加者）は、NGO/NPO、及び有識者の計12団体より、企業活動を通じて侵害されうる人権状況とその背景についての説明を受けました。その後、参加者と登壇者は、提起された問題毎にテーブルに座り、問題の深掘りを行いました。



Step2

- 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の人権ガイドンスツールを参考に、昨年策定した「業界毎に重要な人権課題（第五版）」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行い、業界毎に重要な人権課題を特定しました。



Step3

- 参加者はSTEP2の議論内容を取り纏めてNGO/NPO、及び有識者と共有しました。共有後に参加者は再度NGO/NPO、及び有識者から受けたコメントを検討し、業界毎に最終版を取り纏めました。事務局は、全業界の最終版を取り纏め、日英で「業界毎に重要な人権課題（案）」を策定しました。



Step4

- 事務局は、案文を2017年8月10日（木）から2017年9月22日（金）（日本時間）の期間にパブリックコメントを実施を行い、最終版を策定します。

本プログラムの詳細は下記リンクをご参照ください。

http://crt-japan.jp/project-overview/stakeholder_engagement/program2017/

問題提起した NGO/NPO、政府官庁、企業

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
 過労死弁護団全国連絡会議
 国際環境 NGO FoE Japan
 特定非営利活動法人 レインボー・アクション
 株式会社トロワ・クルール
 社会福祉法人さぼうと 21
 日本 ILO 協議会
 ノット・フォー・セール・ジャパン
 シェア＝国際保健協力市民の会
 内閣府
 セコム企業年金基金
 神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所
 株式会社ミライロ
 株式会社オルター・トレード・ジャパン
 ビジネス・人権資料センター
 株式会社国際社会経済研究所
 一般財団法人 CSO ネットワーク

参加企業

花王株式会社
 株式会社 資生堂
 ユニ・チャーム株式会社
 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
 富士フイルムホールディングス株式会社
 三井化学株式会社
 TOTO 株式会社
 三菱ケミカル株式会社
 株式会社 三菱ケミカルホールディングス
 ANA ホールディングス株式会社
 日本郵船株式会社
 日本通運株式会社
 味の素株式会社
 株式会社ニチレイ
 不二製油グループ本社株式会社
 森永乳業株式会社
 株式会社ダスキン
 オリパス株式会社
 株式会社 東芝
 日本電信電話株式会社
 株式会社NTTドコモ
 株式会社 QUICK ESG 研究所
 トップランエディトリアルコミュニケーションズ株式会社

提起された課題

- 1: 「パーム油のグローバルサプライチェーンと人権」 2: 「過労死・長時間労働」
- 3: 「木材と東京 2020 オリンピック・パラリンピック」
- 4: 「ジョグジャカルタ原則～国際社会から乖離する日本の LGBT」
- 5: 「日本に暮らす難民と就労」 6: 「女性活躍・男女共同参画を巡る我が国の現状」
- 7: 「電通の過労死事件と企業の社会的責任」 8: 「企業の人権に関するベンチマーク（CHRB）の動向」
- 9: 「世界で拡大する責任投資（ESG）」
- 10: 「日本で働く外国人の健康を守るために－結核感染症対策を中心に」
- 11: 「バリアフリーからバリアバリューへ」 12: 「フィリピン・バナナと私たち」
- 13: 「日本における人身取引」「アセットオーナーからみた ESG 投資」 14: 「企業のエシカル通信簿」